

台北市立各托兒所編制表（核定本）

行政院 64.10.21 台六十四社字第七九八四號函核定

護士	保 育 員	幹 事	組 長	所 長	職 員	
					稱 等	職 別
第三至第	第三至第 四職等	第四至第 五職等	(兼任)	第七職等		
1	10. - 12.	1	(2)	1	所兒托成建	
1	8. - 9.	1	(2)	1	所兒托山龍	
1	8. - 9.	1	(2)	1	所兒托山松	
1	8. - 9.	1	(2)	1	所兒托園雙	
1	8 - 9.	1	(2)	1	所兒托中城	
	一收托兒童每二十名置保育員一人。 二收托兒童年齡在二歲以上未滿三歲者其人數超過收托兒童總人數二分之一者，得按十七人置保育員一人。		由所長指定適當人員兼任		備	
					考	
					說	
					明	

合 計	書 記
	第一至第三職等
14 - 16. (2)	1
12 - 13. (2)	1
12 - 13. (2)	1
12 - 13. (2)	1
12 - 13. (2)	1